

【論文】

児童養護施設において性(生)はどのように語られているのか

—直接処遇職員と子どもの関わりに着目して—

木 原 琴

和文抄録

児童養護施設における性は、性的問題行動が着目され、職員が行う生活の中での子どもの性(生)(以下、性)の育みへの着目が不足している。本研究では、問題とまで発展していない性全般にまつわる事柄も含めた性への職員の考えや対応を把握した。性のあり方を捉えるために、概念的枠組みとして「隠れたカリキュラム」を用い、発生構造を分析した。参与観察と面接により、性は、施設に入所する子ども特有の背景や立場への職員の意識、職員特有の立場、集団養育・施設生活を背景とした「フィルター」を通して語られることが示唆された。それは、性は典型的な枠にはまるべき、避けるべき、躊躇や葛藤が伴い、抑圧され得るとの認識を子どもに与え得る。これらは、被虐待経験等や、措置され施設にて職員に集団養育されているという弱くされた立場を子どもに想起させる。この言説が、性の独自性や多様性の表現を困難とする保護や管理の視点の強化へと繋がると論じた。

キーワード：児童養護施設、性(生)、隠れたカリキュラム

I. 緒言

1. 研究の背景

「性」は独自性や多様性を表し、「生きる」ことそのものと密接に関係する。そのため、性を自由に享受して生きることは人のウェルビーイングのために不可欠である。この観点を基盤に「性(生)」と捉える(以下、性)。性を権利として捉えるWHOとWorld Association for Sexual Healthの定義を参照する(PAHO・WHO・

WAS 2000; WAS 2014)。

児童養護施設(以下、施設)の入所児童の65.6%が被虐待経験を有する(厚生労働省2018)。被虐待経験の有無で比べた際、有する層に早期の性行動の開始が見られる(Wilson and Widom2008)。また、性虐待被害を有する場合、性的被害、加害行為が生じやすい(杉山・海野2009)。これらの背景等から、子どもの性的問題行動が課題として浮き彫りになった。児童福祉施設に入所する子ども間で起こる性的問題行動等に関する調査にて、732件の性的問題行動があり、加害者、被害者を含め1371人が当事者となっていた(厚生労働省2019)。施設にて性が人間関係を暴力的に築く手段となっている(大塚・田附2018)。性は個の尊重、人格形成に関わる要素であり、健全な人間関係の基盤を培う上で重要であ

2023年6月30日受付／2023年11月10日受理
KIHARA Koto
大阪大学大学院人間科学研究科
E-mail: u733734b@ecs.osaka-u.ac.jp

る。そのため、多様な人との関係性の育みが不可欠である施設では、深刻な課題である。これらのケアの多くを、生活支援を担う保育士や児童指導員である直接処遇職員（以下、職員）が負う。しかし性的問題に関して、対人関係との関連への意識が心理職やソーシャルワーカーに比べて低く（坪井ほか 2012）、性的問題行動は、子どもの課題のみならず職員の指導上の困難さとの相互作用によって生じる側面があることや職員の力量に依存するとされる（榊原・藤原 2010）。職員の子どもの関わり方が子どもの性の育みに影響することがわかる。

2. 研究課題と概念的枠組み

先行研究を概観すると、施設における性に関して子どもの性的問題行動に着目した様々な取り組みが献身的になされているが、問題行動にまで発展していない性全般にまつわる事柄への着目は僅少である。また、職員に着目した研究も僅かであり、それらも職員が捉える子どもの性への課題等に焦点を当て（三後ほか 2015；榊原・藤原 2010；桑名 2021）、問題視していない性全般にまつわる事柄への着目ではない。性全般にまつわる事柄とは、例えば洗濯物等、普段の生活で何気なくこなす事柄であり、敢えて問われる時に、初めて性にまつわる意識が潜み得ることに気づく観点も含めて指す。加えて、先行研究の調査手法に課題がある。先行研究では、職員を対象に質問紙による数量調査やインタビューを採用している。職員にとってはあまりにも日常であり、懸命になるほど見えにくい側面を踏まえると、第三者的な目線が不可欠である。以上より、職員が行う、当たり前とさえなっている生活の中での性の育みへの着目の不足を課題として取り上げる。

概念的枠組みとして、日常では見えにくい施設での性の在り方を捉えるために P. ジャクソンの提唱した「隠れたカリキュラム」(Jackson 1968) を用いる。表現しづらい施設生活の性をメタファーとして理解する上で極めて有効である。定義は、ある事柄が「とりわけ言明されているわけではなく、また自覚的、意図的に計画され

ているわけでもないが（その意味ではまさに『隠された』かたちで、『潜在的に』存在している）、もうひとつのカリキュラム」(長尾 1996: 90) に依拠する。関連する研究として、白井 (2019) は、誤った文化を体験してきた子どもの是正のために、職員がジェンダーやセクシュアリティに関して典型的な在り方を肯定する「隠れたカリキュラム」を正当化すると指摘した。その他、この概念を用いていないが、山口 (2021) は、施設での子どものトラブルへの対応にジェンダーの固定概念を利用した文脈依存的な実践があると指摘した。これは、子どもの家庭の文化的背景に関わり得るとされ、子どものプライドを引き出す支援として機能する。つまり、暗黙知が子どもの生活支援の在り方、特に性にまつわる事柄と密接に関わる。暗黙知は、気づかずとも刷り込まれ、内面化される。上述したように性は独自性や多様性を表す重要な観点であり、内面化される価値や規範の実態把握はウェルビーイングを考える上で不可欠である。加えて、隠れたカリキュラムを用いる意義を性と施設の特性から考える。性の話題はタブー視されやすく、プライベートな領域とされ、表立っては語られにくい。まさに隠れた規範がある。また、施設は E・ゴフマンの提唱する「全制的施設」に該当する側面があり、秩序の維持や管理の性格が強い (Goffman 1961)。当然、近年は提唱された 1960 年代に比べて個々の権利を重視するため、常識や規範は隠れたかたちをとりやすい。また、「全制的施設」は、「人が自己提示しがたい環境に置かれたとき、いかにして自己を確立し、維持し、表出していくかについての研究」(大林 2011: 60) であることを踏まえると、現代においても、権利としての性の検証に有効性を持つと考えられる。

3. 研究目的

施設に入所する子どもの性に対する職員の眼差しを分析することで、性の在り方の規範として意識的、また無意識的に存在する「隠れたカリキュラム」(白井 2019: 47) の実態を把握し、発生構造を明らかにする。

Ⅱ. 研究の方法

1. 研究方法

参与観察と半構造化面接を採用した。上述のように第三者的な視線が不可欠なためであり、理解の補強に加え、相対的に捉えるためである。参与観察は、施設 A にて職員と子どもを対象に 2018 年 12 月から 2020 年 3 月に概ね週 1 回以上実施した。実態を幅広く見聞きするために、大舎制、小舎制、地域小規模の形態を運営する施設 A を選定した。半構造化面接は、施設 A を除く計 8 施設の職員 10 名に 2019 年 4 月から 5 月に実施した（表 1 参照）。職員の職歴や年齢、性別について、実態と照らし合わせて抽出し、施設形態が偏らないように選定した。

2. 分析手法

佐藤郁哉（2008）の質的データ分析法を参考に、定性的コーディングを行なった。定性的コーディングは、個々の具体的な事実を基に一般的な原理や法則を導き出す手法である。具体的には、フィールドノートとインタビュー記録を精読し、内容の小見出しを付け、オープンコーディングを

行なった。さらに、比較的少数の概念的なカテゴリーに対応するコーディングを割り当て、より抽象的な見出しをつけ、リサーチクエスチョンを考慮の上、再度分類し、焦点的コーディングを行なった。この手法は変動的な現場実践のデータを分析する上で妥当性があり、断片のみを取り上げないようにする点で適する。

3. 倫理的配慮

人権の保護及び法令の遵守を配慮した上で行った。調査は、事前に児童養護施設 A の施設長及び調査協力者に研究内容を説明し書面にて同意を得た。本研究は所属機関（大阪大学）の倫理委員会の承認を得た上で実施した（登録番号 OUKS 1818）。

Ⅲ. 研究の結果

データから、54 の〈オープンコード〉、24 の《カテゴリー》、7 つの【焦点的コード】を生成した。カテゴリーごとに説明する。尚、a～P は結果（表 2）の参照を意味する。

表 1 半構造化面接調査協力者（筆者作成）

調査協力者	性別	年齢	職歴	児童養護施設
①	女性	20 代前半	2 年	B（小規模グループケア）
②	女性	30 代前半	7 年	C（小舎）
③	男性	20 代後半	2 年	D（小舎）
④	女性	20 代前半	3 年	E（中舎）
⑤	男性	30 代後半	14 年	F（中舎）
⑥	男性	40 代前半	17 年	G（大舎・中舎）
⑦	女性	30 代後半	15 年	F（中舎）
⑧	男性	60 代後半	38 年	F（大舎）
⑨	女性	50 代前半	23 年	H（小規模グループケア・大舎）
⑩	女性	30 代前半	13 年	I（小舎・小規模グループケア）

※複数施設にて勤務経験がある方に関して、勤務経験が長く主に話された施設形態を冒頭に記述している。施設 F に関しては、大舎から中舎へと移行している。主にその職員が長く担当した体制を記載している。記載している職員の性別は性自認と身体的性を表す。

1. 【職員と子どもの間でのスキンシップ】

(1) 《施設の方針》

職員と子どものスキンシップの取り方は《施設の方針》による違いがある。子どもの発達や必要に応じた〈臨機応変な対応〉を推奨する施設や (a)、子どもを抱くことや膝に座らせる等は避ける〈決まり〉とし、身体接触の代替方法を職員に提示する施設もある (b)。職員間で共有される〈不文律〉からスキンシップを控える施設もある (c)。

(2) 《人との距離の取り方を教える必要性》・《スキンシップをとることへの躊躇や葛藤》

一般家庭と比較し、施設に入所する子どもには養育者が大勢おり、〈身近な大人と外部の大人と築く関係性の違いがわからなくなる〉懸念がある (d)。参与観察でも女子 A は筆者と初対面であったが、親しく接し境遇を語った (e)。女子 A にとって、大人の他者は、関係性を築く中で身近な存在になるのではない。生活空間にいる大人を身近な大人として認識しているようである。この背景より、《スキンシップをとることへの躊躇や葛藤》を覚える職員がいる。そして、適切な距離の築き方がわからないことを、〈将来、性的な被害に遭うことに繋がる〉と懸念し、習慣づけとして、スキンシップをとる際は距離をとることが、将来的には子どもの役に立つと捉える (f)。そのため、〈家庭ではなく施設で養育〉しており、〈親ではなく職員であるという意識〉を持ち関わる (g)。一方、〈性的な被害に遭うことに繋がる〉懸念を持ちつつも、今まで愛着を育む機会が乏しい背景を意識し、距離を学ぶために〈あえてスキンシップをとる〉必要性を感じる職員は、〈親ではなく職員としての意識〉を持ち、躊躇や葛藤を感じながらも、子どもが求めなくなるまで応じる (h)。

その他、男性職員は、自身が〈性的な加害者だと誤認され得る危険性〉を感じ《スキンシップをとることへの躊躇や葛藤》を覚え、特に異性の子どもとは距離を置く (i)。

(3) 《スキンシップを控えること・スキンシップをとることへの躊躇や葛藤》

〈スキンシップが愛着形成に欠かせない〉と捉える職員は、《スキンシップを控えることへの躊躇や葛藤》を覚える (j)。一方、性教育での境界線を教える心理教育を生活で実践するため、スキンシップを控える必要があると捉える職員は、〈境界線を教える心理教育と愛着形成は対概念〉と捉えている (k)。また退職等を鑑み〈子どもと継続的に関わる保証ができない〉ため、スキンシップを控えざるを得ないと感じている (k)。

(4) 《職員の感覚》・《職員の子どもに対する男女の差異への意識》

スキンシップへの対応は、〈職員の性別／年齢／職歴〉、〈子どもの性別／年齢〉等と関わり、〈職員と子どもの関係性に対する職員の抱く違和感の有無〉による違いがある。職員④の施設は、小学生以上を抱くことや膝に座らせる等を控える〈不文律〉があるが、「しょうがないかもしれないけど、そこはすごいかわいそう」と感じ、「ちょこちょこ隠れたところでしてる」と苦笑いを浮かべた。〈不文律〉を理解しながらも、「かわいそう」に思う感覚から隠れて行うように《職員の感覚》によって実際の対応は異なる (l)。感覚の違い故に、対応が違う他職員に違和感を覚え、指摘した経験や違和感を抱かれても、職歴故に批判されないとの語りがあ (m)。また《職員の子どもに対する男女の差異への意識》が対応方法に関わる。異性間の触れ合いや男子の甘えへの違和感がある (m)。その他、同じ施設内でも〈各ユニット (ホーム・部署) で対応方法の違い〉があり戸惑いを覚える (n)。

2. 【性的言動】

カテゴリーは性的言動としているが、職員の表現に合わせて性的問題行動と記載した。

(1) 《性的問題行動と愛着形成の関係性》・《人との距離の取り方を教える必要性》

性的問題行動について、愛着形成との関連で語られた。愛着が十分に築けていない子どもは、〈満たされなさ〉を埋めるために〈人との関係を

求める〉。これは、職員や他者に対して、無造作にスキンシップを求める行動に表れるため、職員は《人との距離の取り方を教える必要性》を感じている (o)。感情的な繋がりへの求めも加え、この行動について、多くの職員が男女を比べ、〈女子が深刻〉であると語った (p)。

(2) 《集団養育による影響》

集団養育が子どもの性的言動への対応に影響する。参与観察より、小学1年生の女子Nの性的言動に「今はそんなこと言う時じゃない」と職員が注意した事例がある (q)。他の子どもへの配慮のため、大勢の子どもの中で1人の性的言動にその場では向き合いづらく、その場にふさわしくないという〈抑圧〉的な注意をせざるを得ない。

また、年下の子どもが年上の子どもから不適切な性的な刺激に晒される〈異年齢の子ども同士による影響〉がある (r)。この観点には、思春期の男子の成人雑誌への対応等について挙げた。性的な興味は子どもの健全な発達過程の一環であるという認識のもと対応するが、年下の子どもが受ける影響を考慮すると敏感にならざるを得ない。子どもの性的な発達に合わせて対応するにあたり、集団養育故に個別対応を行う難しさがある。

(3) 《職員の感覚麻痺》

職員が性的言動に〈慣れている〉。「働いていて麻痺しているからかな、情景に慣れてしまっている」との語りからも示唆される。参与観察の事例を挙げる。事例tでは、女子Nの発言を注視して聞いていなかった可能性もあるが、女子Nの性的言動の記録が他にもあることを踏まえると、職員が慣れ対応しなかったことも考えられる。

(4) 《性的問題行動と被虐待経験の関係性》

性的問題行動の対応に当たり、〈子どもの背景（虐待経験等）の把握〉を正確に行うことが重要だが、困難な場合がある (r)。職員はこの事例を、〈申し訳なさ〉を覚えたと振り返り、被害に遭った女子達は自身の非を語った。

3. 【洗濯物の取り扱い】

(1) 《男性職員と女性職員の違い》・《職員の子どもに対する男女の差異への意識》

女性職員は男女どちらの洗濯物も扱う。一方、男性職員は一定の年齢に達した女子の洗濯物は取り扱わない（※一定の年齢：職員③④⑥⑨⑩小学生以上、⑤は中学生以上）。理由としては、〈女性は家事を行うことが当然〉、〈性別の違いを意識する必要性〉を感じ、〈男性は性的な加害者〉であると誤認され得る等が挙げられた (v)。

(2) 《子どもの自立を促進》

職員は、子どもの施設〈退園〉後の自立支援のため、男女ともに中学生以上（職員⑨）や高校生以上（職員③）から自身で洗濯するように指導している (w)。

(3) 《職員の子どもに対する男女の差異への意識》

女子は中学生、男子は高校生から自身で洗濯するように指導している（職員②⑤⑦⑧）。背景として、女子の〈月経〉との関連や、〈女子は男子よりも几帳面〉である、〈女子は家事を行うことが当然〉という概念が挙げられた (x)。また、在り方のみを引き継いでおり、特に理由を知らない職員がいる。

4. 【入浴】

(1) 《大舎制による影響》

大浴場を利用する子どもが〈人前で裸になることに慣れる〉実態がある (y)。

(2) 《男性職員と女性職員の違い》

男性職員の女子の入浴介助は禁止だが、女性職員は小学校低学年までの男子の入浴介助を行う（職員④⑤⑦⑧⑩）。背景として〈子どもが母性を求めている〉、〈男性が性的な加害者と誤認され得る〉、〈性虐待を受けた女子への配慮〉、〈職員の人手不足〉が挙げられた (z)。異性の入浴介助では、〈女性職員への配慮〉の必要性も語られた (A)。

表 2 結果 (筆者作成)

[illegible]

5. 【恋愛】

(1) 《施設内恋愛》

〈施設内恋愛禁止〉の理由は〈責任〉の観点より語られた (B)。また、施設内の人間関係のトラブルを懸念し〈消極的な思い〉を持つ職員がいる (C)。その他、「一つ屋根の下やで？」と話した子どもの言葉をもとにした語りより、〈家族同然〉という意識故の違和感が読み取れる。また、施設内に人間関係を留めず、〈施設外の世界に目を向けさせたい〉という思いや、同じ境遇同士で慰め合う仲が傷つけ合う仲になり得ることへの懸念がある (D)。その他〈施設内であろうと恋愛することは当然〉という声がある (E)。

6. 【性教育】

(1) 《性教育の必要性》

子どもの中絶に立ち会った職員が、〈経験から性教育の必要性を実感〉し、予防的な性教育を実施する (F) ことや、「実感に基づいた発想」より、〈独自で実施〉する (G)。その他、個別対応の困難等の〈集団養育の難しさ〉故に、性教育を意図的に設け、反復して伝える必要性が語られた (H)。

(2) 《職員が性教育を担う難しさ》

職歴3年目の若手職員④は、性教育のリーダーを担う。研修受講歴はないが、先輩職員の実践を見て学んだ。教育の内容について、「その職員がどのように捉えているのかで内容が変わってきている。ゴールは一緒やけど途中は様々。」と指摘し、例えば、避妊薬に関して世代で捉え方が違うこと等を挙げ、〈職員の感覚の違い〉への戸惑いを語る (I)。性の指導にあたり、〈職員の若さ〉を力量不足であると問題視する声もある (J)。性教育の始動にあたり、研修を参考に〈独自で実施〉する職員は、効果を感じた一方で、〈実生活への適用〉の難しさを語った (K)。その他、異性の子どもへの指導の難しさが挙げられた。〈性教育を行う職員は男女ともに必要〉との認識がある (L)。

(3) 《保守的な性教育》

リベラルな性教育に対して、〈実生活への適用

の課題〉を感じる場合に《保守的な性教育》にならざるを得ない (M)。

(4) 《宗教的価値観に基づく性教育》

キリスト教に基づく施設では、例えば〈聖書に基づき〉婚前交渉が良くないと教える。小学生の参加を義務付けている礼拝にて、性教育を実施している施設がある (N)。

7. 【性的マイノリティ】

(1) 《認識していない》

性的マイノリティの子どもと〈出会ったことがない〉との語りが目立つ (O)。

(2) 《性的被害との関係性》

性的マイノリティであることを〈性的被害との関連で後天的に生じる〉と捉える職員がいる (P)。

IV. 考察

隠れたカリキュラムを用い、とりわけ言明されているわけではなくとも存在する、性への意識故の対応や思いを考察する。基本的に、焦点的コード毎考察する。男性職員が抱く性加害者として誤認され得ることへの意識については、別途考察する。

1. 焦点的コード毎の考察

1.1. 【職員と子どもの間でのスキンシップ】

職員と子どものスキンシップは、愛着との関係で語られた。施設に入所する幼少期の子どもに、DSM-5で分類される脱抑制型対人交流障害が見られることがある (桑原・江田2017)。これは初対面の大人にさえ纏わりつくように接する行動として現れる。この行動が他者へ誤解を与え、子どもが将来傷つくことや多くの養育者の中で育つ故の混乱を懸念し、職員はスキンシップを取ることを控えることに躊躇や葛藤を抱く。その背景を整理する。

第一に養育者と安定した継続的な関わりが築きづらい背景がある。施設に入所する子どもは、家庭崩壊や虐待等に加え、入所以前の生活や入所に

伴い、養育者等が絶えず変化し、喪失体験を繰り返す。職員の離職や交代勤務からも継続的な関わりへの保持が困難である。

第二に、子どもの権利意識への注目を挙げる。大人の子どもへの無造作なスキンシップが子どもの権利意識を希薄にさせることを懸念し（網野 1988）、職員と子どもの親密な関係を注意喚起する考えが権利擁護の視点を元に 2000 年以降に広がった（松原 2018）。男性職員の性的加害者として疑われるリスクを考慮した行動もこの影響が示唆される（考察 2）。

第三に、境界線を教える心理教育とスキンシップにまつわる誤解を取り上げる。本調査から、両者を対概念と誤認している職員の存在が明らかとなった。厚生労働省（2019）の調査においても、「性教育に重点を置くと、『子育て』として必要なスキンシップの不足、また、子育ての土台として重要なアタッチメントの構築、健康な心身の育ちを促すための『スキンシップを通してのアプローチ』が不十分になる可能性がある」（厚生労働省 2019: 44）との語りがあふ。性的問題行動をケアすべき心の傷として捉えるようになる 90 年代後半（松原 2018）より、性的虐待を受けた子どもの健全な成長を考える上で、他者との距離や接触を教える必要性が意識される（浅井 1995）。その実践として、他者との物理的、心理的、社会的な境界線を教える心理教育等がある（野坂・浅野 2016）。境界線とは「個人の安心・安全を守るために、人のからだや持ち物、気持ち、行動の周囲に引かれている目に見えない想像上の線」（野坂・浅野 2016: 47）である。本来、境界線はスキンシップとの対概念ではなく、健全な成長に必要なスキンシップはとり得る。施設での性教育の教材に「いいタッチ」を通したスキンシップの勧めがある（藤原・榊原 2011）ことから明らかである。

第四に、職員の子どもに対する男女の差異への意識との関係から考える。本調査では「男らしさ」への意識から、身体的な接触を通した男子の甘えに違和感を覚える職員がいた。また、職員と子どもの性差に配慮して、身体接触を控えてい

た。同性間でスキンシップを行うことを踏まえると、職員の男女比の平均は、概ね男性 11.1：女性 22.9 である（厚生労働省 2017）ため、男子がスキンシップを通した親密さを育む機会に欠ける。

これらの背景をもとに職員はスキンシップに対して躊躇や葛藤を覚える。戸惑いを感じながら行うスキンシップから子どもが不健全な印象を抱き得る。また、職員の感覚によって対応に違いがあり、子どもが混乱する懸念がある。職員同士で感覚を問い合い、共通の理解を生み出し、より良いケアのあり方を模索することが欠かせない。また、職歴が長いほど、その人の感覚を疑問視する声は出されにくい。力関係への注意が必要であろう。

1.2. 【性的言動】

周りの子どもを配慮して、その場では抑圧的に注意した事例 q を振り返る。職員はその注意のあり方を肯定的には捉えていない。個別対応までに時差が生じる場合に、子どもにとって記憶が鮮明ではなく、その場での注意が与えた印象が大きい。先行研究にて、性的な事柄への対応は同性職員が好ましいと考えるため、性的問題行動が見られた場に同性職員が不在の場合、対応するまでに時差が生じることが課題とされてきた（榊原・藤原 2010）。本研究より同性間であっても集団養育の中では時差が生じることが示唆された。

子どもの健全な発達による性的言動と性的問題行動との違いを見分ける力が職員に求められる。同事例の小学 1 年生の女子 N の言動の考察に健全な性的行動から専門家の援助が必要な行動の目安を示した Johnson（2010）を参照する。幼稚園から小学 4 年生までの性に関する言動で、汚い冗談を言い続け、うめき声を出す等は要注意とされ、遊び終了後も言い続ける等は専門家の援助が必要とされる。この事例では、その後の対応は心理職等からでなく、担当職員（保育士）が本人と話す形で行われた。事例 s, t より示唆されたように、職員が慣れ、健全な性的言動と性的問題行動の違いを見分ける感覚が鈍くなる懸念がある。職員が見分ける力をつけ、適宜専門職の援助

を要請できる体制作りが不可欠である。

子どもの虐待経験等の背景の把握の重要性が語られた(事例u)。親から虐待された子どもは、親をかばい、自身を責めることが知られている。また、性暴力にあった子どもは強い自責感を持つ(野坂・浅野2016)。この事例で、被害者の女子が反省したとの語りがあがるが、負の経験より培った不健全な捉え方に影響され得ることへの考慮が不可欠である。

1.3. 【洗濯物の取り扱い】【入浴】

子どもの洗濯物の取り扱いや入浴介助では、職員の性別によって対応に違いが生じる。特に男性職員は、入浴介助や洗濯物の取り扱いを性的な事柄として捉え、性加害者として誤認され得る危険性を考慮して対応を避ける。そのため、これらの家事や育児が女性の役割となる。典型的なジェンダー役割として子どもに投影されることが懸念される。

洗濯物の取り扱いでは、子どもが自ら洗濯する年齢に男女で違いがある施設では、典型的なジェンダー別の性格や役割に当てはめる職員がいる。このような指導は子どもが多様な性を生きることが阻む。その他、子どもの自立を促す道具として用いられている。

入浴に関して、施設の小規模化に伴い、大浴場から家庭用の浴室利用へ移行することに戸惑う子どもの様子が見られた。日常的な大浴場の利用で互いの裸を見ることに慣れているために、裸はプライベートな領域という感覚が育まれにくくなる可能性が示唆される。家庭用の浴室を利用する施設形態ではみられない様子であった。

1.4. 【恋愛】

施設として秩序を保ち、保護機能を担うために、パターンナリストティックにならざるを得ない場合がある。また、施設で育つ子どもにとって、施設外での出会いが限られていることが示唆される。その他、依存的な恋愛関係への懸念がある。ひとり親と両親同居の家庭における児童期の恋愛観を比較した際に、ひとり親家庭の子どもの方が好意を抱く異性に対する依存度が高く、男女交際の経験率も高いことから、保護者からの愛情不足

による寂しさを補填するために恋愛し得ることが示されている(大澤・青柳2018)。施設に入所する子どもの背景からも考慮すべき観点である。

1.5. 【性教育】

性教育を実施する職員の知識や力量が問われる。経験年数5年以下の職員は6年以上の職員に比べて、子どもの性的問題が捉えにくいという認識が低く、指導の難しさをより感じることが示されている(三後ほか2015)。これを踏まえて担い手を検討する必要がある。

リベラルな性教育を施設で受け入れることへのリスクを感じている。これは同年齢の男女での共同生活という特殊性を考慮した懸念である。一方で、近年例えば高校生を対象に、コンドームの開封も含めた性教育の施設実践も紹介されている(林ほか2021)。

宗教に基づく性教育を行う際、子どもは措置されていることを踏まえると、個々の信教の自由を最大限に尊重して実施されなければならない。本調査では、保守的な語りが見受けられた。宗教を理由に性の多様性を否定し得ることは注意が必要である。

1.6. 【性的マイノリティ】

性的マイノリティの子どもが施設にいないと推察する施設は55%である(白井2017)。本調査からも半数以上の施設で認知されていない深刻な実態が浮かび上がる。誤った知識をもつ職員の対応が子どもに及ぼす二次的な被害は計り知れない。また、職員は性的マイノリティであることを性被害と関連づけて捉えている。子どもが性的な被虐待経験を持つことが性別への認識に影響を与え得る(白井2017)と指摘されているが、「同性への性指向が家族の機能不全やトラウマによって生じるとする理論を支持する実証的研究や査読付論文は存在しない」(針間・平田2014: 26)との指摘もある。被虐待との関連を強調した理解は、先天的に性のあり方が多様な子どもがいるとの理解を妨げる可能性がある。

2. 性加害者として誤認され得ると感じる男性職員の意識

男性職員の性加害者として誤認されることへの危惧が子どもとの関わり方に影響を与える。先行研究にて、子どものケアを担う職員が子どもに触れる際に性加害者として誤認され得る意識を持つこと（Piper and Stronach 2008）や施設養育での同様の意識（Steckley 2012；檜原 2018）が把握されているが、背景や生活全般への影響の検討は不十分である。

本調査より男性職員は、性的接触であると子ども自身や他者からの誤認を恐れて、特に異性の子どもとのスキンシップを控え、性加害行為と疑われ得る家事や育児を控えることがわかった。この意識は4名の男性職員の語りに共通する。職歴38年の職員⑧の語りから、時代の変化の中での意識の芽生えが見える。抵抗なく女子の下着を取り扱った時代もあったが、「今は訴えられたらどうしようとかもあるし、社会的に女子の下着に関して男性がつていうのは攻撃されることもあるんやろな」と語った。この意識を持つ背景を考察する。

第一に、性暴力のジェンダー化（石原 2019）とケアの現場への男性の参入との関わりを考察する。性暴力を受けた男性被害者が周辺化され、性暴力自体のジェンダー化が危惧されている（石原 2019）。言わば、男性が性加害者側に立たされるジェンダー枠組みである。この枠組みがある中、女性に偏っていた保育等の職業に男性が参入した。保育園にて約4割の保護者は男性職員の保育に対して、子どもの年齢制限を願う（松本ほか 2015）ことから、男性の現場への参入により性暴力自体のジェンダー化が顕になったことがわかる。

第二に、権利意識の芽生えとの関係から考察する。職員③・⑧は、他施設の男性職員が子どもから性加害を訴えられたと聞き、真相は不明だが、自身にも起こり得ると警戒心を抱く。日本は1994年に子どもの権利条約を批准した。批准を受け、子どもの捉え方が権利を享受される存在から自ら行使する存在へと変わり、「性」について

も、子どもが性的人権の主体であるという認識に変わった（浅井 1997）。職員⑧も、批准後に、子どもの意見を積極的に聞くようになったと語った。考察 1.1. で触れたように、権利意識と権利擁護の視点が、子どもが自らの性を守るために訴え出ることにつながり、男性職員のスキンシップが、性加害であると誤認され訴えられることを危惧するようになった可能性がある。

第三に施設の役割や子どもと職員の関係性の捉え方、働き方の変化から考察する。多くの子どもは実家族がいるため、施設は家族ではないが「仲間」と捉える語りが多々あった。その中で、職員⑧（職歴38年）は「家族のような感覚」であると語った。職員⑧は住み込みの勤務体制の頃を振り返り、「勤務外関係なく同じ居住者やから、一緒に晩になったら勤務終わっても子どもらと一緒に風呂入るとか。プライバシーとかプライバシーのことも筒抜け、家族やなって発想。」と語った。さらに38年の勤務で感じた変化を、住み込み体制でなくなり、勤務のオンオフが明確になり子どもとの距離が遠くなったと語った。そしてこの変化に対して、「子どもが一番求めているのは安定すること・・・勤務でってなってきたらその関係性って難しいと思う」と語った。「勤務でってなってきたら」という言葉から、職員としてではなく、親のような感覚が示唆される。このような感覚で築く子どもとの関係には、親密さがあり、性的な加害者として疑われるという意識も湧かないであろう。一方で、女性職員も含めた複数の職員は、「親じゃないので」「職員として」（職員⑥、②⑦）のように親ではなく職員であるという意識を持ち子どもと関わる。職員自身と子どもを守るために一線を引いた関わりを持つが、特に男性職員は、予期せずとも境界を越える時に性的な加害者として疑われる可能性を意識せざるを得ないのであろう。

V. 結論

施設における子どもの性は、以下の4つの要素（a, b, c, d）を背景に一種の装置のような

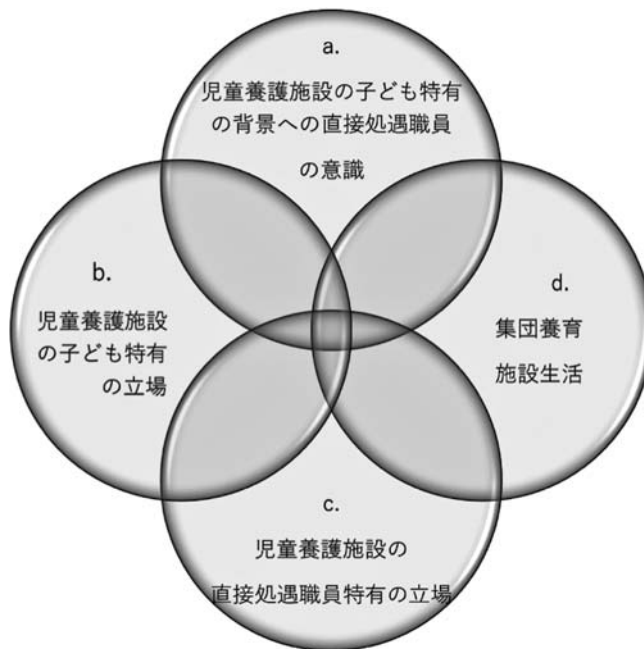


図1 児童養護施設における性（生）にかけられているフィルターを構成する要素（筆者作成）

「フィルター」がかけられていることが示唆された（図1）。

a. 施設に入所する子ども特有の背景への職員の意識：施設に入所する子どもの複雑な家庭背景や被虐待経験等への職員の意識が影響を与える。例えば、子どもの他者との適切な距離を築く難しさや性的マイノリティであることを特有の背景との因果関係を意識して対応する。

b. 施設に入所する子ども特有の立場：子どもが措置され保護されている立場が影響を与える。例えば、責任の観点から、施設内恋愛を禁止する施設や保守的な性教育をせざるを得ないとの語りがある。

c. 施設の職員特有の立場：職員の、親ではなく職員であるという理解、またその特有の立場が影響を与える。職員は、子どもとのスキンシップをとることや控えることへも、躊躇や葛藤を感じる。また、男性職員が性加害者として誤認される危険性があると認知し、性的であると誤認され得ると捉えた家事や育児を控える。

d. 集団養育・施設生活：集団養育を行う施設生活が影響している。例えば、大勢の子どもの前では1人の子どもの性的な言動に面と向き合うことが難しいため、言動の背後にある思いや訴えをその場では聞くことはできず、頭ごなしに注意する。また、大浴場で裸を見せ合うことへの慣れ等は集団養育のもたらす影響である。

施設における子どもの性は、このフィルターを通して語られる側面がある。つまり、施設という場の特殊性を帯びた要素をもとしたフィルターを通して語られる性の隠れたカリキュラムがある。このフィルターは、性は典型的な枠にはまるべき、避けるべき、躊躇や葛藤が伴い、抑圧され得るといった認識を子どもに与え得る。これらは、被虐待経験等や措置され、施設にて職員に集団養育されている等の弱くされた立場を子どもに想起させる。ここで強調したいのは、調査からも明らかであるが、現場ではレジリエンスに注目した子ども理解を元に性へも日々真剣に向き合っている。しかし、献身的な思いとは裏腹に欠如の想起に繋がり得る。欠如が強調される援助は、独自

性や多様性の育みを排除する (Smith et al. 2013). 弱くされた立場に重きをおく言説が、性の独自性や多様性の表現を難しくする保護や管理の視点の強化へと繋がる可能性を懸念しなければならない。

本研究は、施設形態故の差異や各職員の生育歴や性に対する考え方等サンプル規模や匿名性の配慮故に欠如した分析視点等の限界がある。そのため結論は施設全体を示すものではなく、一般化できない。また、紙幅の都合上 SOGIE や LGBTQ に関して中心的には扱えていないが改めて議論したい。本研究の理論的仮説が実践の発展の一助となることを願う。

本稿は、大阪大学大学院人間科学研究科に提出した修士論文の調査データを元に新たな知見、考察を加えて大幅に加筆、修正したものである。また、その一部は、日本社会福祉学会第 70 回秋季大会で口頭発表したものを加筆修正した。

謝辞

調査にご協力頂いた皆様、ご指導頂いた皆様に厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 網野武博 (1998) 「講座『子ども』と『おとな』の間 (IV)～『子ども』の権利」『季刊児童養護』18(4), 38-41.
- 浅井春夫 (1995) 『子ども虐待と性教育』大修館書店.
- 浅井春夫 (1997) 「性的人権に対する国際法規は」山本直英編『セクシュアル・ライツ人類最後の人権』明石書店, 41-54.
- 藤原映久・榎原文 (2011) 『～幼児・小学校低学年向け～児童養護施設における性（生）育プログラム資料・台本集』島根県中央児童相談所.
- Goffman, Erving (1961) *Asylums: Essays on the Social Situations of Mental Patients and Other Inmates*, Anchor Books.
- 針間克己・平田俊明 (2014) 『セクシュアル・マイノリティへの心理的支援』岩崎出版社.
- 石原アンナユリアーネ (2019) 「成人男性に対して性的攻撃的な女性——周辺化される女性加害者と男性被害者についての考察」『日本社会福祉学会』60(3), 63-

75.

- Jackson, Philip (1968) *Life in Classrooms*, California: Holt and Rinehart and Winston.
- Johnson, T. C. (2010) *Understanding children's sexual behavior: what's natural and healthy*. San Diego, CA, Institution on Violence, Abuse and Trauma.
- 厚生労働省 (2017) 『児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書平成 29 年 3 月』みずほ情報総研株式会社.
- 厚生労働省 (2018) 「児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成 30 年 2 月 1 日現在)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf>, 2020. 8. 31).
- 厚生労働省 (2019) 『平成 30 年度厚生労働省委託事業児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究報告書平成 31 年』みずほ情報総研株式会社.
- 桑原徹也・江田裕介 (2017) 「児童養護施設における思春期児童の行動上の問題とリスクアセスメントに関する考察」『学芸』63, 169-173.
- 桑名佳代子・桑名行雄・山本文枝 (2021) 「児童養護施設のリービングケアにおける児童指導員・保育士・看護職の『性に関する課題』の認識」『宮城大学研究ジャーナル』1(2), 46-61.
- 松原弘子 (2018) 「児童養護施設における子どもの性的問題はどのように論じられてきたか—季刊『児童養護』の記事の分析から」『宮城学院女子大学発達科学研究』18, 30-43.
- 松本希・宮宅健人・澤津まり子 (2015) 「男性保育者に対する保護者の意識に関する研究」『就実論叢』44, 303-309.
- 三後美紀・坪井裕子・米澤由実子・ほか (2015) 「児童福祉施設における子どもの性的問題に関する職員の意識」『心理臨床学研究』33(5), 519-524.
- 長尾章夫 (1996) 『学校文化批判のカリキュラム』明治図書.
- 榎原真也 (2018) 「監訳者あとがきと解説」Smith, M. and Leon, F. and Peter, D./榎原真也監訳『ソーシャルベタゴジーから考える施設養育の新たな挑戦』明石書店, 257-267. (Smith et al. 2013)
- 野坂祐子・浅野恭子 (2016) 『マイステップ (CD 付き): 性被害を受けた子どもと支援者のための心理教育』誠信書房.

- 大林和子 (2011) 「ゴッフマンの『アサイラム』から見る「今」の施設」『鹿児島国際大学大学院学術論集』3, 59-62.
- 大澤愛海・青柳直子 (2018) 「児童期における男女交際の実態と恋愛観」『茨城大学教育実践研究』37, 287-302.
- 大塚斉・田附あえか (2018) 「児童養護施設における性的問題—親密な人間関係と性の育ち」『精神療法』44 (5), 643-646.
- PAHO, WHO in collaboration with the WAS (2000) *Promotion of Sexual Health Recommendations for Action in Antigua Guatemala, Guatemala*.
- Piper, H. and Stronach, I. (2008) *Don't touch. The educational story of a panic*. Routledge.
- 榎原文・藤原映久 (2010) 「児童養護施設入所児童の性問題行動について—児童養護施設職員へのフォーカス・グループ・インタビューを通じて」『子どもの虐待とネグレクト』12(3), 386-397.
- 佐藤郁也 (2008) 『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社.
- 白井千晶 (2017) 「児童養護施設における性的マイノリティの子どもへの職員の対応について—児童養護施設 LGBT 児童対応調査の結果から—」『人文論集』68 (2), 1-21.
- 白井千晶 (2019) 「児童養護施設における性的マイノリティ児童対応調査 (ヒアリング調査) 結果—インセスト・タブーと隠れたカリキュラム—」『人文論集』69 (2), 41-55.
- Steckley, L. (2012) Touch, physical restraint and therapeutic containment in residential child care, *British Journal of Social Work*, 42, 537-555.
- 杉山登志郎・海野千畝子 (2009) 「児童養護施設における施設内性的被害加害の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』11(2), 172-181.
- 坪井裕子・三後美紀・柴田一匡・ほか (2012) 『児童福祉施設における性的問題の実態と対応についての調査』2012 年度一般研究助成 調査報告書, 人間環境大学.
- WAS (2014) “WAS Declaration of Sexual Rights” (<https://worldsexualhealth.net/wp-content/uploads/2013/08/Declaration-of-Sexual-Rights-2014-plain-text.pdf>, 2022. 9. 28)
- Wilson, H. W., & Widom, C. S. (2008) An examination of risky sexual behavior and HIV in victims of child abuse and neglect: A 30-year follow-up, *Health Psychology*, 27, 149-158.
- 山口季音 (2021) 『児童養護施設の生活環境のダイナミクス: 家庭で暮らせない子どもの育ちと職員の実践』学文社.

The Discourse around Sexuality in Children's Homes:

Focusing on the Interaction between the Children and Care Workers

KIHARA Koto

(OSAKA UNIVERSITY, Graduate School of Human Sciences)

Keywords: Children's Homes, Sexuality, Hidden curriculum

This study focuses on the discourse around sexuality in Children's Homes (CH).

Previous research on sexuality in CH primarily centered on children's problematic sexual behaviors and has not sufficiently addressed the role of staff in nurturing children's sexuality in their daily lives. This study aimed to comprehend the perspectives and responses of staff towards sexuality, covering a wider range of issues and analyzing emerging structures. To grasp the essence of sexuality, the study employed the conceptual framework of the 'hidden curriculum'. Through participant observation and interviews, it became apparent that discussions about sexuality are filtered through various factors. These include

the unique backgrounds and positions of children upon entering the CH, the awareness of staff regarding these factors, as well as their specific roles and the communal care within the institutional system. This filtration process may lead children to perceive sexuality as something that should conform to established norms, be avoided, or entail moments of hesitation and conflict, necessitating suppression. These perceptions serve as poignant reminders for children of their vulnerable positions, such as experiences of abuse or being collectively cared for by staff in a facility. This discourse heightens protectiveness and control, hindering the expression of diversity and individuality inherent in sexuality.

